



## 2010 年度個人所得税の確定申告のガイドライン Official Letter 486/TCT-TNCN

2010 年度の個人の各種所得に対する個人所得税の確定申告のガイドラインとして、2011 年 02 月 11 日、税務総局より Official Letter 486/TCT-TNCN (OL486) が公表されました。この OL の特筆すべき重要な点を以下に記します。

### 個人所得税の確定申告を行う必要がある対象

- ▶ OL486 により、統合・合併がされた会社（所得支払組織）で働く個人に対する個人所得税の確定申告義務が規定されています。従って、労働者が年末に、自身で個人所得税を確定申告を行うために、該当組織は活動終了以前に源泉した個人所得税を計算し、個人所得税の源泉徴収票を労働者に提供しなければなりません。統合・合併される組織が労働者に個人所得税の源泉徴収票を提供をしない場合、財政・労働に関する義務を全て継承した統合・合併組織が委任されたという考え方から、労働者の代わりに個人所得税の確定申告を行わなければなりません。
- ▶ ベトナムでの業務が終了する外国人居住者は出国する以前に、個人所得税の確定申告を行わなければなりません。

この規定により、出国時の問題回避のために、ベトナムでの勤務任期が終了する個人所得税の課税対象である外国人は、速やかに個人所得税の確定申告を実施する必要があります。

### 個人所得税の課税所得計算

- ▶ 2009 年の個人所得税確定申告に関するガイダンス（OL 451/TCT-TNCN）により、2009 年 12 月の賃金・給与所得が 2010 年に支給された場合、2010 年の個人所得税確定申告に計上しなければなりません。但し、該当所得が既に 2009 年個人所得税確定申告に計上されている場合、2010 年の課税所得に加算して、再度確定申告を実施する必要はありません。

- ▶ ベトナムに滞在せず、ベトナムで実施した業務へ支給される所得分を分別できない個人の、ベトナム源泉所得は以下の計算式に基づいて計算されます。

$$\text{ベトナム源泉総所得} = \frac{\text{ベトナムでの業務を実施した日数}}{\text{該当年度の総勤務日数}} \times \text{全世界賃金・給与所得（税抜き以前）} + \text{ベトナム源泉のその他所得（税抜き以前）}$$

但し、0L486 では個人のベトナムでの業務を実施した日数確定の詳細ガイドラインが提供されていません。従って、納税者自身による判断となります。

- ▶ ベトナムで実施した業務へ支給された所得を判定するにあたり、その他場合に対して、ベトナム源泉所得は以下の計算式に基づいて計算されます。

$$\text{ベトナム源泉総所得} = \frac{\text{ベトナムに滞在した日数}}{365 \text{ 日間}} \times \text{全世界賃金・給与所得（税抜き以前）} + \text{ベトナム源泉その他所得（税抜き以前）}$$

- ▶ 証券譲渡所得は証券価格から購入価格及び譲渡に関する関連費用を引いた金額です。平均単価は以下の計算式に基づいて計算されます。

$$\text{平均単価} = \frac{\text{初期の証券実際価値} + \text{当期に購入した実際証券価値}}{\text{初期の証券数量} + \text{当期に購入した証券数量}}$$

- ▶ 今年度のガイダンスの最も顕著な留意点は、2010 年にベトナムに来越し、183 日間以上居住する外国人の課税期間が西暦の初日（2010 年 1 月 1 日）から 2010 年 12 月 31 日まで、或いはベトナムを出国する日まで（もし個人はベトナムを 2010 年 12 月 31 日以前に出た場合）とされている点です。個人所得税法に基づいて、海外で納付した個人所得税は控除されると規定されています。従って、ベトナム源泉でなかった所得をも、ベトナムに於ける個人所得税として申告し、当期の源泉徴収票の取り寄せ、提示が必要になるので、この規定はベトナム勤務のために 2010 年度中に来越した外国人に対する、総務手続の負担の増加と考えられます。

## 税金確定申告時の控除可能な項目

- ▶ 0L486 では、個人所得税の確定申告を実施する際に扶養人の証明書を提出した場合、扶養控除が認められないと明確に規定がされています。
- ▶ その他、0L486 では扶養人の控除期間は扶養人が発生または変更の起きた期間が月初か月末かに関係せずに、月単位で計算がされると再確認をしました。

## 税金の確定申告

- ▶ 居住個人が所得支払者から個人所得税の源泉徴収票を受け取った場合、該当所得支払者に個人所得税の確定申告の委任ができません。（但し、委任される以前に個人所得税の源泉徴収票が回収、或いは破棄された場合を除きます）
- ▶ 海外よりの所得を得ている、ベトナムで個人所得税の申告対象に該当する外国人は、税務当局に直接申告すること、又はベトナム組織・個人に確定申告の委任をすることができます。この場合、その組織・個人を管轄する税務当局へ確定申告を実施することになります。

## 税金還付

0L486 では税コードを有する個人のみ税金の還付を行うと明確に規定されています。還付についての手続きは以下の通り規定されています。

- ▶ 所得支払者に確定申告を委任する個人に対する税金の相殺、還付については引き続き財務省の 2010 年 4 月 8 日付け 0L 4283/BTC-TCT に基づいて実施されます。
- ▶ 賃金・給与所得がある個人が自身で確定申告を行う場合、税金還付の申請書類を提出する必要はありません。但し、確定申告をする際に、様式 09/KK-TNCN の「還付申請額」の指標に還付申請額を記入する必要があります。
- ▶ 個人事業主に対する税金の還付手続きは、税務総局の 2009 年 10 月 14 日付け Decision 1458/QD-TCT の基づいて実施されます。

税務総局よりの 2010 年度の個人所得税の確定申告に関するガイダンスをの公表により、企業、個人が内容を理解し、規定を遵守することが求められています。この件につきましてのお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## お問い合わせ先

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**Thanh Trung Nguyen** ディレクター  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**Trang Pham** ディレクター  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**Hoang Vu Phan** ディレクター  
[hoang.vu.phan@vn.ey.com](mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com)

**The Gia Tran** シニア・マネージャー  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

**Tuan Dinh Pham** シニア・マネージャー  
[tuan.dinh.pham@vn.ey.com](mailto:tuan.dinh.pham@vn.ey.com)

**安西 冬樹** 日系企業担当マネージャー  
[fuyuki.anzai@vn.ey.com](mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com)

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
[christopher.butler@vn.ey.com](mailto:christopher.butler@vn.ey.com)

**Sarah Jubb** ディレクター  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**Nitin Jain** ディレクター  
[nitin.jain@vn.ey.com](mailto:nitin.jain@vn.ey.com)

**Ronelle Aceron** シニア・マネージャー  
[ronelle.aceron@vn.ey.com](mailto:ronelle.aceron@vn.ey.com)

**Bernard U. Cobarrubias** シニア・マネージャー  
[bernard.cobarrubias@vn.ey.com](mailto:bernard.cobarrubias@vn.ey.com)

**Thy Anh Huynh** シニア・マネージャー  
[thy.anh.huynh@vn.ey.com](mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com)

**中島 敬仁** 日系企業担当シニア・マネージャー  
[takahito.nakajima@vn.ey.com](mailto:takahito.nakajima@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

**アーンスト・アンド・ヤングについて**  
アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000143

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーにご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)